

消 防 危 第 2 2 2 号
平成 27 年 9 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について

日頃から、移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び車両による危険物の運搬の安全確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。

危険物の移送又は車両による運搬中における災害については、一度発生すれば、国民の命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動のまひ等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、このような災害の発生を未然に防止するため、下記要領で立入検査を実施し、より一層の安全確保の徹底を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、この旨、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対しても、周知いただきますようお願いします。

記

1 立入検査の日時、場所

(1) 日 時

平成27年11月1日から同年11月30日までの期間を中心に、適宜選定して行うこと。

(2) 場 所

移動タンク貯蔵所の常置場所、危険物の積卸し場所、道路上等において、安全かつ効率的に立入検査を実施できる場所を選定して行うこと。

2 立入検査の対象

(1) 移動タンク貯蔵所

(2) 危険物運搬車両

3 立入検査の重点項目等

(1) 移動タンク貯蔵所

- ア 定期点検、特に漏れの点検の実施状況及び記録簿その他備付け書類の積載状況
- イ 電気設備及び接地導線の維持管理状況
- ウ 貯蔵及び取扱いの基準適合状況（マンホールのふた、付属配管の弁の閉止状況等）

(2) 危険物運搬車両

- ア 運搬容器の種類、表示及び積載方法の状況
- イ 運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第30条第1項第5号に定める災害が発生するおそれのある場合の措置に関し、十分認識しているか。）

(3) イエローカードの携行（ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものについては調査対象外とする。）

有毒性及び消防活動上支障となる性質等を有する特殊な危険物の移送又は運搬中における当該物質に係るイエローカードの携行状況。

4 立入検査に際しての留意点

(1) 立入検査を実施するにあたって、「移動タンク貯蔵所に対する立入検査結果について」（平成27年1月9日付消防危第11号）の別記に示された内容に留意すること。

(2) 道路上で実施する立入検査については、警察等関係機関と十分連絡をとり、原則として警察と合同で実施すること。

(3) 立入検査で発見された無許可又は基準不適合の移動タンク貯蔵所及び運搬車両への対応にあたっては、「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」（昭和61年12月26日付消防危第120号）及び「危険物施設における立入検査及び違反是正の推進について」（平成14年10月23日付消防危第503号）を考慮すること。

なお、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準に基づき、適切な措置をとること。

また、イエローカードは、事故発生時に迅速かつ的確な対応を図るための書面であることから、積載物品のイエローカードがすぐに特定できる方法で携行するよう指導すること。

（例：「積載物品以外のイエローカードを携行しない」「積載物品のイエローカードとそれ以外のイエローカードを分けて携行する」等）

(4) (3)のうち、常置場所の変更許可を受けることなく常置場所の位置を変更している移動タンク貯蔵所を発見した場合は、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について（通知）」（平成9年3月26日付消防危第33号）により、必要な措置をとること。

(5) 立入検査の場を活用し、移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、移送中における危険物の保安の確保について、細心の注意を払うよう注意喚起を行うこと。

5 立入検査結果の報告

立入検査の実施結果は、別添「移動タンク貯蔵所等立入検査結果表(その1)～(その3)」、「イエローカード携行状況」及び「イエローカード不携行車両等調査表」により、平成27年12月11日(金)までに、都道府県ごとに取りまとめの上、電子データにて報告すること。

報告先：危険物指導調査係 水野

電子メールアドレス t3.mizuno@soumu.go.jp

連絡先	消防庁 危険物保安室 危険物指導調査係
担当	清水、水野
TEL	03-5253-7524 (直通)